

令和4(2022)年度独立行政法人日本学術振興会藤田記念医学研究振興基金
研究助成事業募集要項

令和4(2022)年1月28日
独立行政法人日本学術振興会

1. 趣旨

日本学術振興会藤田記念医学研究振興基金は、医学の研究の進展に資するため、故藤田登氏の遺族から寄せられた寄付金をもって設置され、医学分野のうち主として外科系医学における研究を助成する事業を行う。

2. 応募資格

本研究助成は、次の応募資格(A)、(B)に分けて募集する。

●応募資格(A)

我が国の科学研究費補助金取扱規程(文部省告示)第2条に規定される研究機関に所属する医学関係の若手研究者で次に該当する者

令和3(2021)年度に科学研究費助成事業による助成を受けた者のうち、

- ・平成30(2018)年度「若手研究」採択者で4年間の研究期間が終了する者(※1)
- ・令和元(2019)年度「若手研究」採択者で3年間の研究期間が終了する者(※1)
- ・令和2(2020)年度「若手研究」採択者で2年間の研究期間が終了する者(※1)

について、外科学関係のうち、①「外科学一般および小児外科学関連」、②「消化器外科学関連」、③「心臓血管外科学関連」、④「呼吸器外科学関連」、⑤「脳神経外科学関連」、⑥「整形外科学関連」のいずれかの申請科目(※2)を選択して本基金に応募する者。

なお、限られた財源でできるだけ多くの優れた研究者を支援するため、本研究助成金の研究期間(「5. 研究期間」参照)中に科学研究費助成事業の研究課題を研究代表者として実施する場合、本基金の応募資格を失います。応募の際はあらかじめ確認の上で応募してください。

(※1) 令和3(2021)年度末で研究期間が終了する予定の者が、研究期間を令和4(2022)年度以降へ延長した場合は、本基金の応募資格を失います。

(※2) 科学研究費助成事業「審査区分表(平成28年12月22日科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会)」を参照してください。

●応募資格(B)

災害拠点病院に指定されている医療機関(※3)に所属する医学関係の若手研究者(※4)で、外科学に関する臨床研究(※5)を対象として本基金に応募する者。

応募資格(B)は、1機関(1研究機関番号)あたり、申請できるのは1件とする。

(※3) 災害拠点病院に指定されている医療機関のうち、以下の全てを満たす機関を対象とする。

・設置者が国(医療法の適用上の国)、公立学校法人及び私立学校法人ではないこと

・病床数 200 床以上の医療機関

・府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の研究機関番号を持ち、採択された場合に、助成金の管理及び経理事務について、申請者から委任を受け、機関管理を行うことができる事務体制を有する医療機関

(※4) 応募資格に年齢制限は付さないが、採択にあたっては、応募資格(A)に準じた若手研究者を優先する。

(※5) 「外科学一般および小児外科学関連」、「消化器外科学関連」、「心臓血管外科学関連」、「呼吸器外科学関連」、「脳神経外科学関連」、「整形外科外科学関連」のいずれかの申請科目を選択してください。なお、申請科目については科学研究費助成事業「審査区分表(平成28年12月22日科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会)」を参照してください。

なお、本基金に採択された場合、申請者は、次のことについて遵守・実施することが求められます。

そのため、申請者は所属機関の承認を得た上で申請しなければなりません。

・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(令和3年2月1日改正 文部科学大臣決定)」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日 文部科学大臣決定)」

・社会的コンセンサスが必要とされている研究、個人情報への取扱いに配慮する必要がある研究及び生命倫理・安全対策に対する取組が必要とされている研究等を実施する場合に行うこととされている、関連する法令等に基づく措置及び届出等を行うこと(別添参照)

3. 科学研究費助成事業との重複制限

応募資格(A)については、本研究助成金の研究期間(「5. 研究期間」参照)中に科学研究費助成事業の研究課題を研究代表者として実施する場合、本研究助成金を重複して受けることはできないものとする。したがって、本基金の令和4(2022)年度採択者(令和4(2022)年6月下旬頃決定)が、本研究助成金による研究期間に、科学研究費助成事業の研究課題を研究代表者として実施する場合は、本基金の助成は行わないので、該当者は所属機関を経由して、速やかにその旨申し出ることとする。

4. 採択予定件数及び助成金額

応募資格(A)、(B)それぞれについて、採択を予定している。件数は応募資格(A)、(B) 合計10件程度とし、1件につき100万円程度を交付する。

5. 研究期間

この研究助成金による研究期間は、令和4(2022)年7月1日～令和5(2023)年3月31日までとする。

6. 研究助成の対象となる研究経費

(1) 研究助成の対象となる研究経費は、研究計画の遂行に直接必要な経費及び研究成果の取りまとめに必

要な経費とする。

- (2) 研究経費は、消耗品費、旅費(国際会議・セミナー等で研究発表するための外国旅費を含む。)、謝金(雇用を伴わないアルバイト賃金)、その他(印刷費、会議費、レンタル費用、投稿料等)とする。なお、設備品を購入する必要がある場合は、研究計画との関連を具体的に申請書に明記すること。

7. 申請手続

この研究助成金の交付を希望する者は、所属機関長を経由して次の書類を本会に提出すること。

(1) 提出書類

① 申請者が作成する書類

「令和4(2022)年度独立行政法人日本学術振興会 藤田記念医学研究振興基金研究助成事業申請書」(以下「申請書」という。)

【留意事項】

- ・申請書様式については日本学術振興会ホームページからダウンロードすること。
(<http://www.jsps.go.jp/nw/fujita/index.html>)
- ・応募資格(A)に申請する者は応募資格(A)用の申請書様式を、応募資格(B)に申請する者は応募資格(B)用の申請書様式を使用すること。
- ・申請書様式に必要事項を記入し、所属する研究機関に提出すること。
- ・所定の様式の改変・頁の追加は行わないこと。
- ・申請書様式内にフォントサイズの指示がある場合は、その指示に従うこと。
- ・「研究課題名」は 40 字以内とすること。英数字等を半角で使用した場合も、1字としてカウントします。
例: 30<半角> 30<全角> → どちらも2文字としてカウント
なお、応募資格(A)の場合、科研費での研究と同テーマである必要はありません。

② 所属機関が作成する書類

「令和4(2022)年度独立行政法人日本学術振興会藤田記念医学研究振興基金研究助成事業に係る申請書の提出について」(以下「令和4(2022)年度申請書の提出について」という。)

【留意事項】

- ・全ての申請者の申請書を取りまとめた上で「令和4(2022)年度申請書の提出について」(エクセルファイル)を作成してください。(取りまとめ及び提出の方法は「(3)提出方法」参照)
- ・「令和4(2022)年度申請書の提出について」に記載する「所属機関長」は次のとおりです。
応募資格(A)の場合: 大学の場合、「学部長」や「研究科長」や「附属病院長」ではなく「学長」。
応募資格(B)の場合: 所属機関(医療機関を開設する法人)の長。ただし、「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の研究機関番号」を法人ではなく、所属機関(医療機関)が有している場合は、医療機関(病院等)の長としても可。

(2)申請書受付期間

令和4(2022)年4月1日(金)午前9時～4月15日(金)午後4時30分(期限厳守)

(3)提出方法

①申請者が日本学術振興会のホームページより申請書をダウンロードして作成し、所属機関の事務担当者に提出

②所属機関の事務担当者（所属機関の取りまとめ課の担当の方）が提出専用 Web ページにアクセスし提出書類をアップロード

【留意事項】

※提出書類のアップロードは、申請者・部局単位ではなく、機関単位で取りまとめの上で行ってください。

※申請者の所属機関は、全ての申請者から提出された申請書を PDF ファイルに変換し、申請書の PDF ファイル及び所属機関で作成した「令和4(2022)年度申請書の提出について」のエクセルファイルを ZIP ファイルに格納し、提出専用 Web ページからアップロードしてください。

※提出専用 Web ページの URL は所属機関の長宛ての募集通知に記載しています。

※申請書のファイル名は「(5桁の機関番号(応募資格(A)のみ))・(機関名)・(申請者氏名)」としてください。(例:「99999・麴町大学・四ツ谷一郎.pdf」)

※「令和4(2022)年度申請書の提出について」のファイル名は「(5桁の機関番号(応募資格(A)のみ))・(機関名)・申請書の提出について」としてください。(例:「99999・麴町大学・申請書の提出について.xls」)

※提出する ZIP ファイル名は「5桁の機関番号(応募資格(A)のみ)・機関名(-複数回に分けて提出する場合は分割数)」としてください。(例 :99999・麴町大学 1-2.zip)

※ファイルのサイズは10MBまでとしてください。それを超える場合には、複数回に分けて提出してください。1つのファイルで10MBを超える場合には、「(5)連絡先」までご連絡ください。

※提出が完了した場合、提出時に登録いただいたメールアドレスに受領確認メール(自動送信)が届きます。受領確認メールが届かない場合は、「(5)連絡先」までご連絡ください。

(4)申請書提出にあたっての留意事項

申請書の取りまとめ、提出に際しては次の点に留意してください。

- ① 1人の申請者が令和4(2022)年度に申請できるのは1件です。1人の申請者から複数の申請があった場合は当該申請者からの申請は全て審査の対象としません。
- ② 所属機関からの提出は1回に限ります。なお、所属機関が取りまとめた際に、申請書件数等が多いことにより、分割して提出する場合については、全てを同時に提出するとともに、その件数が分かるようにしてください。
- ③ 申請書の提出後に、申請書の訂正、再提出等を行うことはできません。

(5)連絡先

本事業に関する連絡・問合せ等は全て所属機関の事務担当者を通じて行ってください。

〒102-0083

東京都千代田区麹町 5-3-1

独立行政法人日本学術振興会 研究事業部研究事業課 藤田記念医学研究振興基金担当

TEL:03-3263-1699 e-mail : kifuj@jps.go.jp

8. 審査及び結果の通知

本基金の運営委員会において審査し、その結果(採択・補欠・不採択)を本人及び所属機関長に通知する。
(令和4(2022)年6月下旬予定)

9. 研究概要報告

- (1) 研究助成金の交付を受けた研究者は、令和5(2023)年4月21日(金)までに研究概要報告書を所属機関を經由して本会に提出すること。
- (2) 研究助成金の交付を受けた研究者は、本事業により行った研究成果を学会誌等で発表すること。なお、その場合は、本基金の助成を受けた旨を明示すること。また、その写しを所属機関を經由して本会に提出すること。
- (3) 研究助成金については、研究期間内に執行すること。研究助成金については、研究期間開始日である令和4(2022)年7月1日以降、事業を開始し、必要な契約等を行うことができるが、必要な経費は、研究助成金受領後に支出し、又は所属機関が立て替えて研究助成金受領後に精算すること。なお、交付された研究助成金について、未執行額が発生した場合には、未執行額の返還をしていただきますので、研究概要報告書の会計報告により本会に連絡すること。

10. 個人情報の取扱い等

申請書類に含まれる個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び本会の「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理し、本研究助成事業の業務のみに利用(データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。)する。

なお、採択された課題に関する情報(研究課題名(英文名を含む。)、所属機関名、申請者職名・氏名、助成金額等)については、「独立行政法人の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとする。採択課題については、本会のホームページ等において、申請者職名・氏名、所属機関名、申請科目、研究課題名及び研究概要報告書のうち「1. 研究課題名」～「6. 研究成果の発表について」を公表する。

(<http://www.jsps.go.jp/j-donation/fujita.html>)

これらの情報の取扱い(利用・提供・公開)について、十分理解の上、申請者及び所属機関は申請を行ってください。

11. オープンアクセス化の推進

日本学術振興会は、論文のオープンアクセス化に関する実施方針を定めており、日本学術振興会が交付する研究資金による論文は原則としてオープンアクセスすることとしています。

なお、著作権等の理由や、所属機関のリポジトリがオープンアクセス化に対応できない環境にある等の理

由により、オープンアクセス化が困難な場合には、この限りではありません。

○日本学術振興会(実施方針)

URL: https://www.jsps.go.jp/data/Open_access.pdf

【参考1:オープンアクセス化とは】

査読付きの学術雑誌等に掲載された論文を誰でもインターネットから時間や場所の制約なく無料でアクセスし入手できるようにすることをいう。

【参考2:オープンアクセス化の方法について】

- ① 従来の購読料型学術雑誌に掲載された論文を、一定期間(エンバージ)(※1)後(例えば6ヶ月後)、著者が所属する研究機関が開設する機関リポジトリ(※2)又は研究者が開設するWeb等に最終原稿を公開(セルフアーカイブ)(※3)することにより、当該論文をオープンアクセスとする方法
- ② 研究コミュニティや公的機関が開設するWebに論文を掲載することにより、当該論文をオープンアクセスとする方法
- ③ 論文の著者がオープンアクセス掲載料(APC: Article Processing Charge)を負担することにより、直ちに当該論文をオープンアクセスとする方法

※1 エンバージ

学術雑誌が刊行されてから、掲載論文の全文がインターネット上のアーカイブシステム(リポジトリ)などで利用可能になるまでの一定の期間のこと。

※2 機関リポジトリ

大学等の研究機関において生産された電子的な知的生産物の保存や発信を行うためのインターネット上のアーカイブシステム。研究者自らが論文等を登録していくことにより学術情報流通の変革をもたらすと同時に、研究機関における教育研究成果の発信、それぞれの研究機関や個々の研究者の自己アピール、社会に対する教育研究活動に関する説明責任の保証、知的生産物の長期保存の上で、大きな役割を果たしている。

※3 セルフアーカイブ

学術雑誌に掲載された論文や学位論文、研究データ等をオープンアクセス化するために、出版社以外(研究者や所属研究機関)が、Web(一般的には、機関リポジトリ)に登録すること。

以 上

1 ライフサイエンスに関する研究については、生命倫理・安全対策や動物愛護等の観点から法令や指針等により必要な手続が定められているので、申請者は、関係法令・指針等に従って研究を進める必要があり、所属機関は、申請者が関係法令・指針等に従って研究を進めているかどうか確認するとともに、承認・確認・届出等の事務を行う必要があります。

2 関係法令・指針等により必要な手続が定められている主なものは、次のとおりです。これらの法令等の詳細な情報については、文部科学省ホームページ「ライフサイエンスの広場」

(<https://www.lifescience.mext.go.jp/policies/joho.html>)や厚生労働省ホームページ

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyou/i-kenkyu/index.html>)から入手できます。

研究計画に含まれる研究内容	関係法令及び指針等
ヒトゲノム・遺伝子解析研究	○ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針(文部科学省、厚生労働省、経済産業省)
人を対象とする医学系研究	○人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(文部科学省、厚生労働省)
特定胚の取扱いを含む研究	○ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律(文部科学省) ○特定胚の取扱いに関する指針(文部科学省)
ヒトES細胞の樹立及び使用を含む研究	○ヒトES細胞の樹立に関する指針(文部科学省、厚生労働省) ○ヒトES細胞の分配機関に関する指針(文部科学省) ○ヒトES細胞の使用に関する指針(文部科学省)
ヒトiPS細胞等からの生殖細胞の作成を含む研究計画	○ヒトiPS細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針(文部科学省)
生殖補助医療研究	○ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針(文部科学省、厚生労働省)
遺伝子治療臨床研究	○遺伝子治療等臨床研究に関する指針(厚生労働省)
ヒト受精胚にゲノム編集技術等を用いる研究	○ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針(文部科学省、厚生労働省)
遺伝子組換え実験を含む研究	○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(カルタヘナ法)(財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省)、当該法律に基づく関係省令等
病原体等を使用する研究を含む研究計画	○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(厚生労働省)
動物実験を含む研究	○研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(文部科学省) ○厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針(平成27年2月20日付厚生労働省大臣官房厚生科学課長改正)

3 上記以外にも、研究内容によって、法令や指針等が定められている場合がありますので、遺漏のないよう留意してください。